中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見

2019年7月11日 東京商工会議所

基本的な考え方

わが国の中小企業・小規模事業者は、企業数の 99.7%を占め、雇用の約7割を支え、従業員への給与支払総額の約4割、社会保険料の事業主拠出分の約5割を負担するなど、雇用を通じて日本の財政や経済に大きく貢献するだけでなく、地域の暮らしを支える生活基盤を提供するなど、地域経済やまちの活性化に寄与している。近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの中小企業が数年以内に経営交代期を迎える「大事業承継時代」が到来している。後継者不在により廃業に追い込まれるケースも見受けられ、中小企業・小規模事業者の「価値ある事業」を次世代に円滑につなぐことは喫緊の課題である。また、現在、中小企業は深刻さを増す人手不足を原因とした経営の持続性確保の危機に直面しており、ICT技術などを活用した生産性向上への取り組みも必要不可欠となっている。中小企業の「価値ある事業」を次代へ引き継ぐとともに、後継者の年齢を考慮した適切な時期での経営交代を推進し、後継者が時代に合った経営を行い、企業の活力を高めていくことが、わが国経済の持続的な発展には欠かせない。

そのような中、昨年度の事業承継税制の抜本拡充に引き続き、平成31年度税制改正において、個人事業主向けの事業承継税制が創設された。法人・個人の事業形態を問わず、税制面から中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を後押しする制度が整ったことを、大いに歓迎する。一方で、抜本拡充された事業承継税制に対する中小企業経営者の認知度や理解度はいまだ高くはないことから、今後4年以内に都道府県に提出が必要となる「特例承継計画」の策定支援をはじめ、法人・個人版ともに事業承継税制の利用促進を強力に推し進める必要がある。円滑な事業承継を実現するためには、税制面以外にも経営の承継が不可欠であることから、事業承継の重要性に対して経営者へ「気づき」を促進するとともに、事業承継後に事業継続や後継者による経営革新が可能となるよう、事業承継支援のより一層の強化が必要である。

また、近年は事業承継の形態として親族外承継の割合が増加しており、親族内承継だけでなく、従業員承継や第三者承継(M&A)への対策の必要性が増している。特に、後継者不在の企業にとって有効な手段である第三者承継(M&A)の活用促進に向けた周知活動を進めるべきである。

東京商工会議所では、都内4か所に設置したビジネスサポートデスク(東京都地域持続化支援事業(拠点事業))において、昨年度、803社に対して延べ2,659件の事業承継相談を実施した。また、東京都事業引継ぎ支援センター(国の委託事業)において、小規模な事業者のM&Aのマッチング支援を実施し、1,147社の新規相談、61件の成約を実現している。*****1当商工会議所は今後も地域経済団体として、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継を実現すべく、事業承継支援に尽力する所存である。政府、東京都におかれては、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継をより一層促進していくため、以下の事項に関して、具現化されるよう推進されたい。

【参考1:中小企業の円滑な事業承継に向けた東京商工会議所の取り組み】

・東京商工会議所では、「気づき」の段階から、プレ承継、親族内承継・従業員承継を中心として、ビジネスサポートデスク(東京都地域持続化支援事業(拠点事業))にて支援を行い、主に第三者承継(M&A)を東京都事業引継ぎ支援センターにて支援している。



- ○ビジネスサポートデスク (BSD) (東京都地域持続化支援事業 (拠点事業))
- ・事業承継をはじめとした、高度かつ専門的な経営 課題(事業承継・創業・経営革新など)に対応す るため、支援拠点を東西南北の4エリアに設置。 23 支部と連携した相談体制を構築している。
- ・拠点には中小企業支援の専門家(コーディネーター)が常駐、課題を整理して支援プランを作成。 コーディネーターに加え、必要に応じて各分野の専門家を派遣し、きめ細やかに支援。
- ○事業承継対策委員会における取り組み
- ・事業承継税制の利用 促進に資するセミナ 一の実施。

(本部・23 支部にて 42回・1,200名以上 受講)





社長60歳 「企業健康診断」

- ・「社長の思いを次代へ つなぐ!事業承継事 例集」の発行(実名に て掲載)。
- ※親族内承継 6件従業員承継 2件第三者承継 3件



ႍဋ္ဌ ○『社長 60 歳 「企業健

康診断」®』事業

・事業承継に向けて企

業の現状と課題を

専門家が無料で診

断し、診断結果に基

づく対策も無料サ

ポートしている。

- ○東京都事業引継ぎ支援センター
- ・事業承継に関する相談のうち、とりわけ「第三者への会社の譲渡」についての相談に対応。その中でも、民間M&A会社では対応が難しい小規模事業者のマッチングを支援。売上高1億円未満の事業者からの相談が約半数を占めている。M&Aの実行支援までを行うことで、円滑な事業のバトンタッチを支援している。

【新規相談・成約実績】 1,200

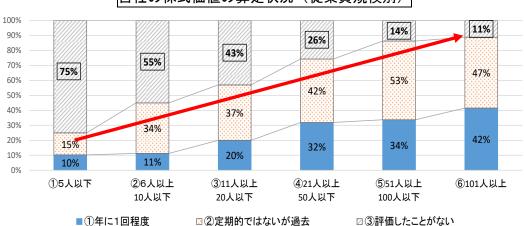


1. 事業承継の早期着手に向けた対策

中小企業経営者にとって事業承継はいつか取り組まなければいけない経営課題であるが、健康上の問題など差し迫った事態に陥らなければ、本業の経営に日々追われて対策が後回しになりやすい。当商工会議所の調査によると、後継者が決定している企業ほど事業承継対策が進んでいることが判明しており、まずは経営者に早期の事業承継対策の重要性について「気づき」を促進する必要がある。

経営権(株式)の承継を進める際に、事業承継税制の利用を検討するなど具体的な対策を進めるには、自社株式の評価額を認識することが必要である。しかしながら、同調査によると、親族内承継の障害・課題として、「後継者への株式譲渡」および「自社株の評価額」を挙げる経営者が約6割を占める一方で、従業員規模が小さいほど、自社株式の評価算定を実施している割合が低く、従業員5名以下の小規模企業では75%の企業が自社株式の評価をしたことがないという結果となった。事業者や支援者からも株式評価額を知ることが事業承継対策の必要性の気づきとなったという声も多いことから、国税庁の財産評価基本通達に基づく取引相場のない株式の評価額算定の支援を行うべきである。

一方で、同調査において、年齢が30代で事業を引き継いだ後継者は、事業承継後に「新製品・新サービスの開発」などに取り組み、業績を拡大させている割合が高く、30代~40代前半を適切な事業承継時期として挙げている回答も多い。適切な時期に後継者が事業を引き継ぎ、時代に合った経営をすることが、ICT技術などの活用による生産性向上を実現する鍵となる。そのため、後継者のいる企業では、現経営者だけではなく、後継者の年齢に着目した事業承継支援を進めるべきである。今年度、東京都では「地域金融機関による事業承継促進事業」が創設されており、事業者個々の状況をよく知る地域金融機関から後継者の年齢を考慮した事業承継の「気づき」を促進していくべきである。



に評価したことがある

評価している

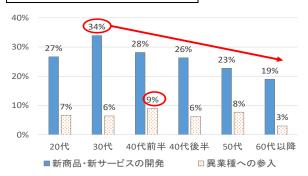
自社の株式価値の算定状況(従業員規模別)

事業承継の課題別取組状況(後継者決定の有無)

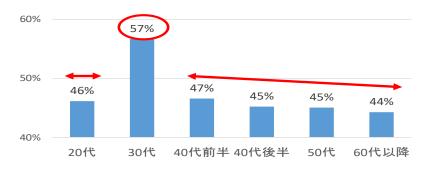
後継者への 株式譲渡 自社株の 評価額 借入金・債務 保証の引継ぎ 後継者の教育

■後継者が決まっている(n=401) 図後継者(候補)がいる(n=354)

事業承継後の新たな取り組み



事業を引き継いだ年齢と業況が良くなった割合



出典:東京商工会議所「事業承継の実態 に関するアンケート調査」(2018年)

【都内中小企業の声】

- <u>I C T 活用や新しいビジネスモデルの構築に取り組むには、後継者が30代~40</u> <u>代のうちに事業承継を行うべき</u>であり、業況拡大や従業員の活性化にもつなが る。(運輸業他)
- 株価対策の必要性など早期の事業承継に対する「気づき」がなく、事業承継税 制までたどりつかない経営者が多い。(金融業)
- <u>事業承継税制を利用できない企業が必要としている制度や有効策が浸透してい</u>ない。支援機関から周知してほしい。(情報通信業)

く具体的な項目>

- ▶ (新)事業承継の早期対策の重要性に対する「気づき」を促す取り組みの促進
 - ・国における株式評価算定の補助制度の創設(国)
 - ・事業承継の事例の収集(国・東京都)
- ▶ (新) 現経営者の年齢だけではなく、後継者の年齢を考慮した事業承継支援の実現
 - ・ベンチャー型事業承継の支援事例の発信(国)
 - ・地域金融機関による事業承継促進事業において、後継者の年齢を考慮した事業 承継の気づきの促進(東京都)

2. 抜本拡充された事業承継税制の利用促進に向けた後押し

当商工会議所が要望していた項目が多く盛り込まれている抜本拡充された事業承継税制は、事業承継期の自社株式におけるキャッシュアウトゼロを実現可能であり、非常に有効な制度である。また、今年度の税制改正において、個人事業主向けの事業承継税制が創設されたことは、選択適用となる小規模宅地の特例とあわせて、個人事業主の事業承継対策の強化につながるものである。

抜本拡充された事業承継税制を利用するために必要な特例承継計画は、平年ベースで約10倍に迫る勢いで申請されており、改正前に比べて大きく伸長している。一方で、当商工会議所の調査によると、事業承継税制の改正内容まで知っている事業者は約3割にとどまっており、特例承継計画の申請状況についても「申請中」および「申請を検討している」を含めて2割に満たない。特例承継計画は2023年3月31日までに都道府県へ提出が必要であることから、残り4年の間にさらに多くの経営者が本制度を理解し、特例承継計画を提出するよう促していく必要がある。そのため、支援機関のみならず、士業などの専門家や地域金融機関を巻き込んで、より広い層に周知強化を進めるべきである。

一方で、事業承継税制は複雑かつ必要とされる書類も多いとの専門家からの意見や、贈与税における一般措置を過去に利用した事業者が新制度に乗り換えられない、事業承継税制の特例措置は将来にわたって利用できる制度にすべきであるとの経営者からの声もでている。そのため、事業承継税制の運用における改善点として、過去に贈与税に係る納税猶予制度を利用した企業に対して抜本拡充された事業承継税制に移行できるように配慮することや、事業承継税制の提出書類に係る宥恕規定を明確化すべきである。

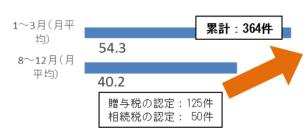
また、先代経営者が急逝した場合には事業承継税制の後継者に係わる役員就任要件を満たせず、税制を利用できないとの声が挙がっている。事業承継税制は計画的に事業承継計画を立案することが前提ではあるが、相続税の納税猶予を利用する場合に限り後継者に係わる役員就任要件を撤廃し、先代急逝などの突発的なケースにおいても円滑な事業承継を後押しすべきである。

なお、東京都におかれては、産業労働局内に事業承継税制担当を設置し、特例承継計画や、昨年度より関東経済産業局から移管された事業承継税制の認定窓口を運用し、ホームページなどで制度の詳細な解説や、相談者の電話対応に丁寧に応じている。今後も、引き続き申請を希望する企業に対し寄り添った相談対応をお願いしたい。

抜本拡充された事業承継税制の申請実績



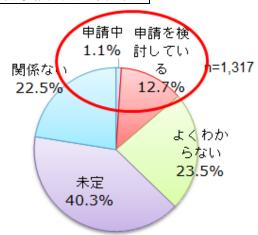
【東京都】(2018年8月~2019年3月)



抜本拡充された事業承継税制の認知度

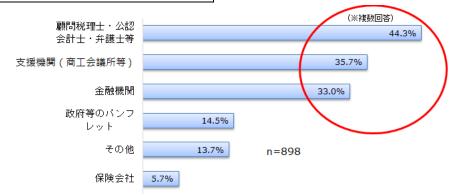
n=1.356 数正・内 改正・内 容なもに 容ともに 知ってい 知らなか る った 29.4% 33.6% 改正のみ 知ってい る 37.1%

特例承継計画の策定状況



|抜本拡充された事業承継税制の改正の入手元||※改正内容を知っている事業者のみ





出典:東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」(2019年3月)

【都内中小企業の声】

- 特例承継計画を提出したが、**非常に素晴らしい制度なので、将来の経営者**に **も、是非活用してもらいたい。**時限を切らずに恒久化をした方が良いのではな いか。(卸売業)
- 事業承継税制は複雑な制度と専門家に指摘され、利用するか迷っている。(運輸 業)
- 若い後継者候補がいるが、**時限措置だと利用するかどうか躊躇する。**(建設業)

- ▶ 事業承継税制の認知度向上(国・東京都)
 - ・事業承継税制の理解の更なる促進に向けた周知活動の強化
 - ・支援機関をはじめ、専門家や地域金融機関を巻き込んだ対策の推進
- ▶ 特例承継計画策定に向けた周知強化(国・東京都)
 - ・特例承継計画策定支援の推進

- ▶ 事業承継税制の運用の改善(国)
 - ・過去に贈与税に係る納税猶予措置を利用した企業の抜本拡充された事業承継 税制への移行の容認
 - ・提出書類の不備などに対する宥恕規定の明確化
 - ・(新) 適用要件の緩和(後継者に係る役員就任要件の撤廃(先代急逝時対応等))
 - ・経営承継円滑化法における遺留分に関する民法特例の対象拡大
- ▶ (新)個人版事業承継税制、小規模宅地の特例など、個人事業主の事業承継対策 の周知促進(国・東京都)

3. 承継後の円滑な経営継続を実現するための対策

事業承継後に後継者が直面する課題には、経営理念の承継をはじめ、経営計画の策定、 社内体制の再整備、従業員との関係構築、金融機関との折衝など多岐にわたる。先代経営 者の急逝などで、後継者教育を受けられず、事業承継後に非常に苦労した事例も多く、円 滑な事業承継のためには、「事業承継に向けた経営の磨き上げ」としての、後継者教育が大 きなポイントとなる。支援機関などが実施する後継者教育の充実に向け、予算を拡充し、 多様な中小企業のニーズに応じられるカリキュラムの整備・教育費用に関する補助制度の 創設などに取り組むべきである。また、後継者教育においては、事業承継や多くの経営課題を乗り越えてきた経営者の知恵を知ることが非常に有効であり、後継者教育のカリキュ ラムに経営知識だけでなく、先輩経営者からレクチャーを得る機会を盛り込むべきである。 他方、後継者の悩みとして、経営者の右腕となる人材の確保・育成を挙げる声も多いこ とから、後継者教育のみならず、右腕となる経営幹部育成のための新たな取り組みを進め ていくべきである。

【都内中小企業の声】

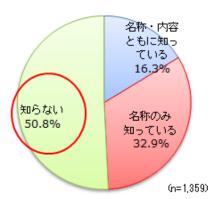
- <u>後継者向け経営塾</u>で、同じ後継者である経営者同士で、書籍には載らないようなこと、未経験のことを学び<u>非常に有意義であった。</u>(製造業)
- 承継した際、<u>金融機関との付き合い方や資金繰りなど、独学で学ばざるをえな</u> <u>かった。</u>商工会議所など支援機関でより深い内容の講習会を行ってほしい。(建 設業)
- ビジネスサポートデスクや公的支援機関の<u>後継者塾を活用</u>している。経営計画 の立案は経験から学べるものではないし、人脈も形成できた。(建設業)

- ▶ 新たな取り組みを支援する事業承継補助金の継続・予算拡充(経営革新計画認定 企業の優先採択等)(国)
- 後継者教育の充実(国・東京都)
 - ・多様なニーズに対応できる支援機関による後継者教育のカリキュラム充実
 - ・後継者塾などの後継者教育を受講した場合の費用を補助する制度の創設
- ▶ 社長の右腕となる経営幹部の育成に対する支援(国・東京都)
 - ・教育費用に対する補助制度の創設

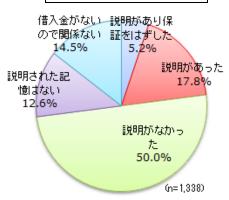
4. 借入金に対する経営者保証への対策

当商工会議所の調査では、「借入金・債務保証の引継ぎ」が事業承継の障害・課題と感じている企業が半数以上にのぼっている。税制面の制度が整いつつある中小企業・小規模事業者の事業承継において、借入金・債務保証の引継ぎは残った大きな障壁の一つとなっている。親族内承継における後継者が家業を引き継がない理由となるだけでなく、特に従業員承継においては、借入金の経営者保証を理由として後継者候補や後継者候補の親族が反対することによって、事業承継に失敗している事例も多い。

経営者保証ガイドラインの認知状況



民間金融機関の説明状況



出典:東京商工会議所「中小企業の経営課題に関するアンケート」(2019年3月)

【参考2:経営者保証ガイドラインの概要】

経営者保証を提供せず融資を受ける際や、保証債務の整理を行う際の「中小企業・経営者・金融機関共通の自主的なルール」として2013年12月に策定・公表されたガイドライン。

2014年2月に金融庁は監督指針・金融検査マニュアルの改正を実施し、金融機関は以下の3点の経営状況を満たす企業に対しては、「経営者保証を求めない融資」や「経営者保証付き融資に代わる融資の方法(代替的な融資手法)」(※)を検討することが求められるようになった。

※「経営者保証付き融資に代わる融資の方法(代替的な融資手法)」

停止条件や解除条件付保証契約、流動資産担保融資(ABL)、金利の一定の上乗せ など

①法人と個人の分離 ②財務基盤の強化 ③適時適切な情報開示 ● 融資を受けたい企業は、役員報酬・賞 ● 融資を受けたい企業は、財務状況や業績 ● 融資を受けたい企業は、自社の財務状況 を正確に把握し、金融機関などからの情 与・配当、オーナーへの貸付など、法人 の改善を通じた返済能力の向上に取り組 と経営者の間の資金のやりとりを、「社 み、信用力を強化する。 報開示要請に応じて、資産負債の状況や 事業計画、業績見通し及びその進捗状況 会通念上適切な範囲」を超えないように する体制を整備し、適切な運用を図る。 などの情報を正確かつ丁寧に説明するこ ◆ そうした体制の整備・運用状況について、 とで、経営の透明性を確保する。 公認会計士・税理士などの外部専門家に ● 情報開示は、公認会計士・税理士など外 よる検証を行い、その結果を債権者に適 切に開示することが望ましい。 部専門家による検証結果と合わせた開示 が望ましい。

また、当商工会議所によるヒアリングにおいては、「経営者交代の際に、信用保証協会では、先代経営者の保証を外してもらえなかった」という声も多くあがっている。信用保証協会による保証付の融資に関しては、昨年4月より一定の条件のもとで経営者保証を不要とする運用が始まっているが、当商工会議所の調査によると「名称・内容ともに知っている」という回答は2割に満たず、金融機関・支援機関による制度活用に向けた一層の周知が必要である。また要件についても、「見直しを求める」「複雑・分かり難いので利用しない」という声が5割を超えており、信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件緩和など、より利用しやすい制度改善に取り組まれたい。政府系金融機関や信用保証協会においては、原則的に経営者保証を不要とする融資や保証の一層の促進をはかるべきである。

また、東京都においては、国に先んじて現在の事業承継融資制度のさらなる大幅な要件 緩和を行い、原則として事業承継に係る信用保証協会の経営者保証を不要とする新たな制 度融資を創設することで、円滑な事業承継を一層後押しされたい。

【都内中小企業の声】

- 従業員に事業承継を検討していたところ、<u>従業員の親族から借入金の経営者保証</u> <u>に懸念を示され、最終的に事業承継ができず、</u>後継者候補の従業員も退職した。 (製造業)
- 事業承継時に<u>先代経営者と現経営者の両方の経営者保証を求められ、先代経営</u> **者の保証を外してくれない**金融機関がいて、非常に苦労した。(サービス業)
- 借入金に対する**経営者保証の存在が、中小企業の後継者不足の大きな原因**となっている。(製造業)

- ▶ 経営者保証ガイドラインの周知徹底(国・東京都)
 - ・金融機関による経営者保証ガイドラインの周知強化
 - ・中小企業経営者の金融リテラシー向上に向けた経営支援の強化
- ➤ <u>(新)信用保証協会における「経営者保証を不要とする取り扱い」に関する要件</u> 緩和、および周知活動の徹底(国)
- ▶ <u>(新)東京都の制度融資における事業承継融資の大幅な拡充(東京都)</u>
 - ・経営者保証を原則不要とする制度融資の創設

5. 第三者承継の促進

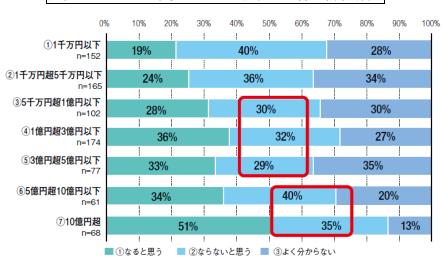
親族内や社内に後継者候補が存在しない中小企業が廃業を回避し、事業を継続するために、第三者承継(M&A)は切り札となりえる。しかし、第三者承継は事業承継の選択肢として検討されていないケースが多く、多くの経営者が、まず親族内で後継者を探し、次に社内(従業員)で探し、そこでも見つけられない段階で初めて、第三者承継の検討を行う。相手探し(マッチング)からクロージングまで期間を要することもあり、早期から事業承継の選択肢の一つとして第三者承継を位置づけていく必要がある。

依然として第三者承継 (M&A) に対して、敵対的なイメージを持っている中小企業経営者が多く存在している。当商工会議所の調査によると、「自社が第三者承継 (M&A) の対象になると思うか」との問いに対して、自社株評価額の大小に関わらず、「ならないと思う」と回答する企業が約3割を超えており、第三者承継の正しい理解の促進やイメージ向上が必要である。

M&Aに対するイメージ

自社がM&Aの対象になると思うか※株式評価額別





出典:東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」(2018年1月)

事業引継ぎ支援センターでは、事業承継に関する相談のうち、とりわけ「第三者への会社の譲渡」について対応しており、中でも、民間M&A会社では対応が難しい小規模な事業者のマッチングを支援している。東京都事業引継ぎ支援センターにおいては、売上高1億円未満の小規模の事業者からの相談が半数を占めているなど、小規模M&Aの促進に大きく寄与している。今後さらに相談機能の強化、成約事例の増大を図るべく、事業引継ぎ支援センターの予算を拡充すべきである。特に、昨今の書籍・メディアの影響などにより、東京においては、本来対象とならないような個人からの買い相談が相次ぎ、後継者のいない中小企業・小規模事業者からの相談に対応すべき同センターの業務に支障がでている。東京都事業引継ぎ支援センターの相談強化を図るべく一層の予算拡充を支援されたい。あわせて、報酬額の少ない小規模M&Aを手掛ける専門家が不足しているのが実情であり、専門家の育成も強化すべきである。

本年度、東京都において事業承継支援助成金が創設され、民間M&A会社へのアドバイザリー費用や外部専門家に支払う費用の一部が助成されることは、第三者承継の促進につながるものとして歓迎する。特に、小規模M&Aにおいては、民間M&A会社に対する報

酬や、M&Aプロセスにおける契約書等のドキュメンテーション作成費用など外部専門家への報酬が課題となることも多い。そのため、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対して、事業承継支援助成金の周知を徹底するとともに、予算額を拡充されたい。

【都内中小企業の声】

- 後継者がおらず事業承継に悩んでいた**協力会社をM&Aで買収した。**(製造業)
- 社内に<u>後継者がいないので、第三者承継(M&A)で事業を譲渡したい</u>と考えている。(小売業)
- 従業員も少なく、財務状況も債務超過・赤字だったので、ほとんどの金融機関に M&Aの取り扱いを断られたが、東京都事業引継ぎ支援センターに相談した結果、事業の強みを評価してくれる買い手が見つかった。(サービス業)

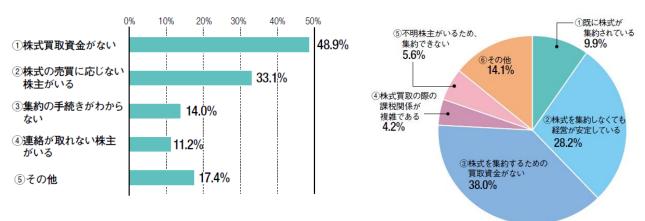
- ▶ 事業継続を目的とした第三者承継(M&A)を後押しする税制の拡充(国)
 - ・(新)事業譲渡する中小企業の株式や事業用資産に対する譲渡益課税の軽減措置など、事業を譲り渡す者に対するインセンティブ措置の創設
 - ・事業譲渡に係る登録免許税・不動産取得税の減免措置の延長
 - ・経営者個人が所有する事業用資産を会社に売却する場合における、登録免許 税、不動産取得税、譲渡所得税の減免
- ▶ (新)小規模M&A促進に向けた周知強化(国・東京都)
- ▶ 事業引継ぎ支援センターのさらなる予算拡充(国)
 - ・東京都事業引継ぎ支援センターの相談機能の強化
 - ・小規模M&Aを手掛ける専門家の育成
- (新)東京都の事業承継支援助成金の周知徹底、予算拡充(東京都)
- ▶ (新)個人事業主における事業承継時の許認可手続きに関する環境整備(国)

6. 分散した株式の集約化に関する対策

旧商法では、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があったこともあり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している中小企業も多く存在する。株主の相続などによってこれらの株式が分散し、経営に関与しない株主が存在することは、経営の安定性を阻害する懸念があり、株式の集約化を図る必要がある。しかし、これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。そのため、株式の集約化に向けた支援措置が必要である。

株式の集約における障害

株式の集約を行わない最も大きな理由



出典:東京商工会議所「事業承継の実態に関するアンケート調査」(2018年1月)

【都内中小企業の声】

- 分散した株式の集約が、事業承継や経営上の障害となった。(製造業他複数)
- 親族に分散した株式の買い戻しの交渉をしているが、**株価が高く、集約に苦労 している。**(サービス業)
- <u>経営に関与していない親族が保有する株式が、相続によってさらに分散していくことを危惧</u>している。買い戻したいが、価格交渉でなかなか応じてくれない。(製造業)

く具体的な項目>

- ▶ (新)分散した株式の集約に向けた支援強化(国・東京都)
 - ・融資、事業承継支援ファンド、投資育成などによる支援、周知の強化
- ▶ 分散した株式の集約に向けた株式評価額算定方法の見直し(国)
 - ・同族判定の範囲の縮小(血族:6親等内(はとこ)、姻族:3親等内(配偶者の 甥姪)など)
 - ・同族会社における配当還元方式での評価方法の適用

以上

2019年度第12号 2019年7月11日 第719回常議員会決議